

日 本 薬 科 大 学
大学院学則

令和2年4月

日本薬科大学

学 則 目 次

第 1 章	総則
第 2 章	薬学研究科
第 3 章	組織
第 4 章	修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日
第 5 章	教育方法、履修方法等
第 6 章	単位認定、課程修了、学位
第 7 章	入学、再入学、転入学
第 8 章	休学、復学、留学、退学、転学及び除籍
第 9 章	科目等履修生、委託生、研究生及び留学生
第 10 章	賞罰
第 11 章	学生納付金
第 12 章	雑則
附 則	

別表-1	授業科目表
別表-2	学生納付金
別表-3	科目等履修生等納付金
別表-4	試験料

日本薬科大学大学院学則

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この学則は、日本薬科大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第 2 条 本大学院は、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を教育理念とし、薬学の学術理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(自己点検及び自己評価)

第 3 条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 自己点検及び自己評価の細部については別に定める。

第 2 章 薬学研究科

(薬学研究科)

第 4 条 本大学院に薬学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科に薬学専攻博士課程（以下「博士課程」という。）を置く。

3 研究科の入学定員、収容定員は次のとおりとする。

入学定員 3 名 収容定員 1 2 名

(博士課程の目的)

第 5 条 「薬」に関する深い専門的知識・技術を身につけ、基礎薬学および臨床薬学に関する研究活動を自立して遂行し、新たな課題を見出してそれに取り組むことができる、高度の研究能力を有する薬剤師、薬学教育者あるいは薬学研究者の育成を目的とする。

第 3 章 組 織

(教員組織)

第 6 条 本大学院の研究指導は、本大学院に属し、資格を有する教員が担当する。

2 本大学院の教員資格に関する審査については、別に定める。

3 本大学院に研究科長を置く。研究科長は大学院に関する校務をつかさどる。

(研究科委員会)

第 7 条 本大学院の教育研究に関する重要事項を審議し、学長に対し意見を述べるために研究科委員会を置く。

2 研究科委員会の組織、運営等に関し必要な事項は別に定める。

(事務職員の配置)

第 8 条 本大学院に事務職員を置く。

第 4 章 修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第 9 条 博士課程の修業年限は4年とする。ただし、学長は修業年限未満の学位修得を認めることがある。

(在学年限)

第 10 条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

(学 年)

第 11 条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学 期)

第 12 条 学年を分けて次の2期とする。ただし、学長が教育上必要と認めたときは、この期間を変更することができる。

前期 4月 1日から9月30日まで

後期 10月 1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 13 条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日

(3) 学園創立者記念日(10月20日)

(4) 春季休業 3月25日から3月31日まで

(5) 夏季休業 8月 1日から8月31日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年 1月7日まで

- 2 学長が必要と認めるときは、前項の休業日を変更し、授業を行うことができる。また、休業日を臨時に定めることができる。

第 5 章 教育方法、履修方法等

(教育方法)

第 14 条 本大学院の教育は、授業科目及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

- 2 研究科委員会は、教育上有益と認めるときは、あらかじめ協議のうえ、学生が他の大学院もしくは研究所等において必要な講義及び研究指導を受けることを認めることがある。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

(博士課程の修了要件)

第 15 条 博士課程の修了要件は、大学院に原則として4年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

(履修方法)

第 16 条 本大学院研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表-1 のとおりとする。ただし、研究科委員会の意見を聴いて学長が一部変更することがある。

第 6 章 単位認定、課程修了、学位

(単位認定)

第 17 条 履修授業科目の単位の認定は、筆記もしくは口頭試験によるものとする。

- 2 前項試験等の成績は、秀、優、良、可、及び不可の 5 種をもって表し、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする。合格した授業科目については、その授業科目の単位を与える。不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。
- 3 本大学院に入学する前に他の大学院において修得した単位は、5 単位を超えない範囲内で、本大学院で修得したものとして認定することができる。
- 4 本大学院に入学する前に本大学院の科目等履修生として修得した単位は、5 単位を超えない範囲内で、本大学院で履修したものとして認定することができる。

(学位論文の評価)

第 18 条 学位論文は、専門分野における深い学識と研究能力を証示するに足りる

ものをもって合格とし、かつ、公開するものとする。

(学位論文の審査および最終試験)

第 19 条 学位論文の審査および最終試験は、研究科委員会において選出された論文審査委員が行う。

- 2 最終試験は、学位論文を中心にして、これに関連のある科目について口頭または筆記により行う。
- 3 学位論文の審査及び最終試験にあたっては、他大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。
- 4 学位論文及び最終試験についての合格又は不合格の認定は、研究科委員会が論文審査員の報告に基づいて行う。

(課程修了の認定)

第 20 条 博士課程の修了は第 15 条に定めた要件を満たし、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者について、これを認定する。

- 2 課程修了は、研究科委員会の意見を聴いて学長が認定する。

(学位の授与)

第 21 条 本大学院において、博士課程の修了を認定されたものに対しては博士(薬学)の学位を授与する。

第 7 章 入学、再入学、転入学

(入学の時期)

第 22 条 本大学院の入学の時期は、原則として学年始めとする。

(入学資格)

第 23 条 本大学院に入学できる者は、次の各号の一つに該当する者でなければならない。

- (1) 大学薬学部(標準年限を6年とする課程)を卒業した者
- (2) 大学の医学部、歯学部、獣医学部(標準年限を6年とする課程)を卒業した者
- (3) 大学院の修士課程を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した課程等を修了した者
- (6) その他、本大学院において大学の薬学部(標準年限を6年とする課程)を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(社会人の入学)

第 24 条 社会人として博士課程に入学できる者は、企業等に所属し、入学後も引き続きその身分を有する者で、第 23 条のいずれかに該当するものとする。

2 この規定の他、必要な事項は別に定める。

(入学者の選考)

第 25 条 本大学院に入学を志願する者は、所定の手続きにより願出しなければならない。

2 入学者の選考は、研究科委員会の意見を聴いて学長が決定する。

3 選考方法、時期等については、別に定める。

(再入学)

第 26 条 本大学院への再入学を願出た場合、研究科委員会の意見を聴いて学長が再入学を許可することがある。

2 再入学の時期は学年の始めとする。

3 再入学後の在学年限は、退学前の在学年数を通算して、第 10 条に規定する在学年限を超えることができない。

(転入学)

第 27 条 他の大学院の学生で、該当大学の許可を得て本大学院に転入学を希望する者があるときは、研究科委員会の意見を聴いて学長が転入学を許可することがある。この際、必要に応じ、転入学試験を行うことがある。

2 転入学の時期は、原則として学年始めとする。

(授業科目と単位数の取扱い、修業年限)

第 28 条 本大学院に入学、再入学、又は転入学を志願し合格の通知を受けた者は、所定の書類及び入学金等所定の納入金を期日までに行わなければならない。

2 学長は、所定の期日までに前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 既納の納入金は、原則として返還しない。ただし、入学前の所定の期日までに入学辞退を申し出た者の入学金を除く納入金についてはこの限りでない。

(入学、再入学または転入学の取消)

第 29 条 入学、再入学、転入学を許可された者が正当な理由なくして前条の手続きが完了しないときは、その許可を取り消す。

第 8 章 休学、復学、留学、退学、転学及び除籍

(休学)

第 30 条 学生は、病気又はその他特別の事由のため引続き 1 か月以上修学不能のとき、所定の手続きにより学長の許可を得てその年次に限り休学することができる。

(休学期間)

第 31 条 休学は 1 年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者に限り、さらに 1 年を限度としての休学を許可することがある。

2 休学期間は第 10 条の在学年限に算入しない。

(復 学)

第 32 条 休学期間中にその事由が消滅したときは、所定の手続きにより学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、原則として学年始めとする。

(留 学)

第 33 条 外国の大学院等で修学することを志願する者は、所定の手続きにより学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 10 条に定める在学年限に含めることができる。

3 外国の大学院等で修得した単位の認定については、第 17 条の規定を準用する。

(退 学)

第 34 条 学生が退学しようとするときは、所定の手続きにより願出のものとし、研究科委員会の意見を聴いて学長が決定する。

(転 学)

第 35 条 他の大学に転学を志願しようとする者は、研究科委員会の意見を聴いて学長の許可を得なければならない。

(除 籍)

第 36 条 学長は、次の各号の一に該当する者を研究科委員会の意見を聴いて、除籍することができる。

(1) 第 10 条に定める年限を超える者

(2) 第 31 条に定める休学期間を超える者

(3) 死亡又は 1 年以上行方がわからない者

(4) 猶予の許可なく授業料その他納入金を滞納し、又は猶予期間が経過してもこれを納付しない者

第 9 章 科目等履修生、委託生、研究生、及び留学生

(大学院科目等履修生)

第 37 条 本大学院の授業科目の一部について、本大学院の学生以外の者で、一つ又は複数の授業科目の履修を志望する者に対しては、正規の学生の修学に支障のない限り、選考のうえ大学院科目等履修生として修学を許可することができる。

2 大学院科目等履修生に対し、その試験に合格した場合、当該授業科目の単位を与えることができる。

(証 明)

第 38 条 科目等履修生の履修した科目の成績について、本人の願い出により成績証明を交付する。

(期 間)

第 39 条 履修を許可する期間は、1年又は前期、後期の1期間とする。ただし、その都度願い出により、引続き履修することを許可することがある。

(大学院委託生)

第 40 条 他大学、官庁又は公共機関から本大学院の特定科目について研究指導を委託された場合は、本大学院の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえ委託生として学長が入学を許可することがある。

(大学院研究生)

第 41 条 本大学院において特定の専門事項について研究を希望する者があるときは、教育及び設備に差支えない限り、選考のうえ研究生として学長が入学を許可することがある。

(留学生)

第 42 条 第23条に定める資格を持ち、かつ外国公館の証明のある外国人に対しては、選考のうえ、入学を許可することがある。

(細則への委任)

第 43 条 第37条より第42条までについて必要な事項は別に定める。

第 10 章 賞 罰

(表 彰)

第 44 条 学生が、他の模範となる行為のあった場合は、所定の手続きにより学長がこれを表彰することがある。

(懲 戒)

第 45 条 学生が、学則及び諸規程に違反し、本学の秩序を乱し、その外学生としての本分に反する行為があった場合、研究科委員会の意見を聴いて学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は退学、停学及び訓告とし、学長が処分の手続を定める。

3 懲戒は、次の各号の一つに該当する学生に行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の事由がなくて出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第 11 章 学生納付金

(学生納付金)

第 46 条 本大学院の入学検定料及び学生納付金（以下「学納金」という。）は、別表-2 のとおりとする。

- 2 科目等履修生、研究生及び委託学生等の学納金は、別表-3 のとおりとする。ただし、教育・学術協定を締結した大学の大学院学生は免除することができる。
- 3 入学検定料及び学納金は、定める期日までに納付しなければならない。
- 4 納付期間内に学納金を納付することができない場合は、その都度、学長に納付猶予願を提出し、その許可を得なければならない。
- 5 一旦納付した入学検定料及び学納金は、理由の如何にかかわらず返還しない。

第 12 章 雑則

(本学学則の準用)

第 47 条 本学則で規定のない事項のうち必要な事項については、本学学則の規定を準用する。

(改 廃)

第 48 条 この学則の改廃は、理事会の承認を得て行い、設置者がこれを文部科学大臣に届出るものとする。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

別表-1 「授業科目表」

別表-2 「学生納付金」

別表-3 「科目等履修生等納付金」

別表-4 「試験料」

授業科目表

区分	科目	配当年次	単位数	
			必修	選択
基礎薬学領域科目	最先端創薬化学特論	1年次前期		1
	最先端創薬化学特論	1年次後期		1
	生命分析科学特論	1年次前期		1
	分子病態制御学特論	1年次後期		1
	創薬天然物化学特論	2年次前期		1
	免疫薬品化学特論	2年次後期		1
	生化学特論	2年次前期		1
	糖鎖・脂質生物学特論	2年次後期		1
臨床薬学領域科目	臨床製剤学特論	1年次前期		1
	臨床薬物動態学特論	1年次後期		1
	薬物治療学特論	1年次前期		1
	応用薬理学特論	1年次後期		1
	抗加齢医学特論	2年次前期		1
	分子病態解析特論	2年次後期		1
	臨床薬学特論	2年次前期		1
	社会薬学特論	2年次後期		1
共通科目	研究倫理特論	1年次前期	1	
	漢方薬特論	1年次前期	1	
	統合医療特論	1年次後期	1	
	大学院特別講義	1年次通年	1	
	薬学演習	1～4年次通年	4	
	課題研究	1～4年次通年	18	

学生納付金

項目	金額	備考
入学検定料	30,000円	
入学金	300,000円	(注)
授業料	800,000円	
施設充実費	300,000円	2年次以降

(注) 本学学部卒業生は、入学金を免除する。

科目等履修生等納付金

項 目	納付金額（月額）
科目等履修生	1 件又は 1 科目につき 10,000 円
委託生	
研究生	

試験料

項 目	納付金額	
追試験料	1 科目につき	3,000 円
再試験料	1 科目につき	3,000 円

日本薬科大学大学院

研究科委員会規程

(設 置)

第 1 条 本大学院に教育又は研究上の重要事項を審議し、学長に意見を述べることを目的として研究科委員会を置く。

(構 成)

第 2 条 研究科委員会は、学長、副学長、研究科長、本大学院に属する教授、学園総長及び学園副総長をもって構成する。ただし、研究科委員会が認めた者を加えることができる。

(議 長)

第 3 条 研究科委員会の議長は、学長又は学長が指名した者とする。

2 議長は、研究科委員会の招集に際して審議事項を事前に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(議 決)

第 4 条 研究科委員会は、その構成員（休職者、公務出張者及び長期出張者等を除く。）の2分の1以上の出席により成立し、議事は、出席者の2分の1以上をもって決する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

(審 議)

第 5 条 研究会委員会は、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学則その他諸規程に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 学位論文の審査に関する事項
- (4) 学位授与に関する事項
- (5) 学生の入学、退学、転学、卒業、除籍、懲戒に関する事項
- (6) 教員の資格審査に関する事項
- (7) その他、本大学院の教育研究に関する重要事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる本大学院の教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議事録)

第 6 条 研究科委員会の議事録は、学長の責任においてこれを記録し、保管するものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が決定し、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。